



地域(亀山市)と連携の取れた三重県づくり

三重県議会議員 県政レポート

長田たかひさ

2023年 10月
No.59



事務所

〒519-0124 亀山市東御幸町233-2
TEL 0595-82-8700 FAX 0595-82-8775
ホームページ <http://www.enjoy-nagata.jp/>

所属委員会等

- 防災県土整備企業常任委員会 委員
(防災対策部、県土整備部、企業庁の所管及びこれに関連すること。)
- 予算決算常任委員会 委員
- 再生可能エネルギーに関する検討会 委員

◇皆様のご意見をお聞かせ下さい◇

一般質問(令和5年9月26日)から

■リニア中央新幹線の早期全線開業に向けて

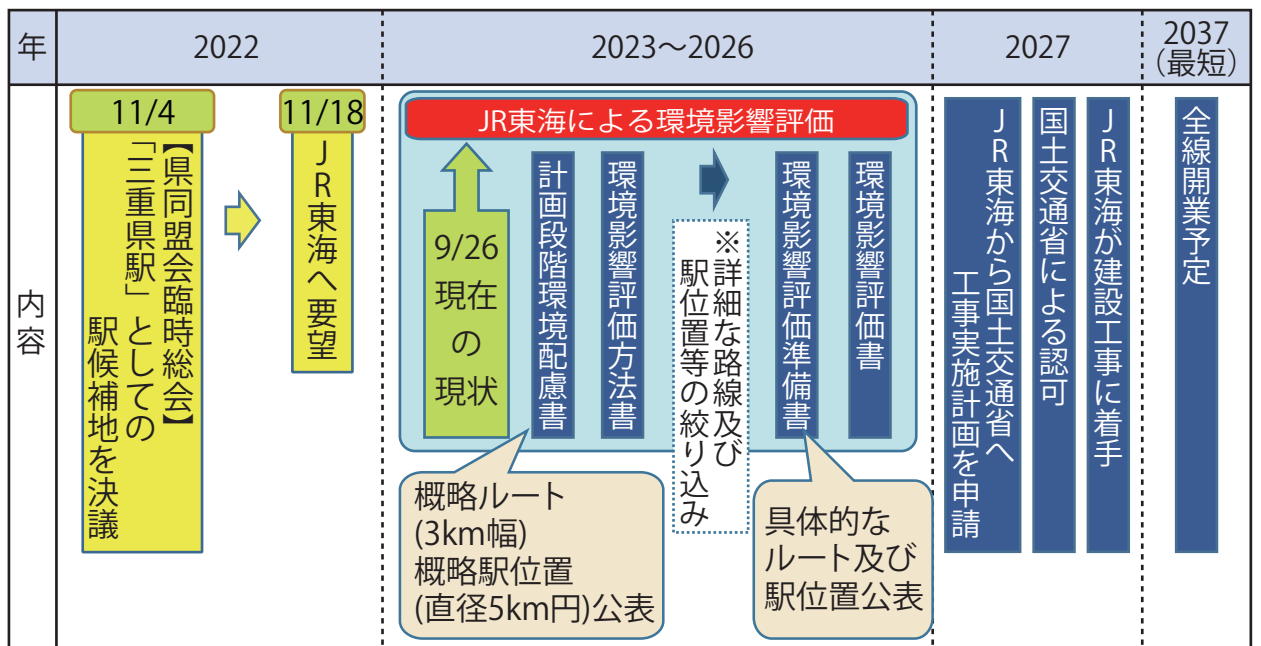
Q. 三重県駅の早期決定に向けた見通しはどうか。

A. JR東海から、名古屋・大阪間のルート、駅位置決定の前提となる、環境影響評価の法的な手続きについて必要な計画段階環境配慮書を今年度中に作成することは困難だと聞いている。しかしながら、計画段階環境配慮書の作成において必要なデータを提供し、なるべく早いタイミングで法的手続きに入ってもらいたいと伝えている。JR東海をはじめ国とも連携しながら早期着工に向け取り組んでいきたい。

リニア駅候補地案概略位置図



リニア中央新幹線の全線開業に向けたスケジュール

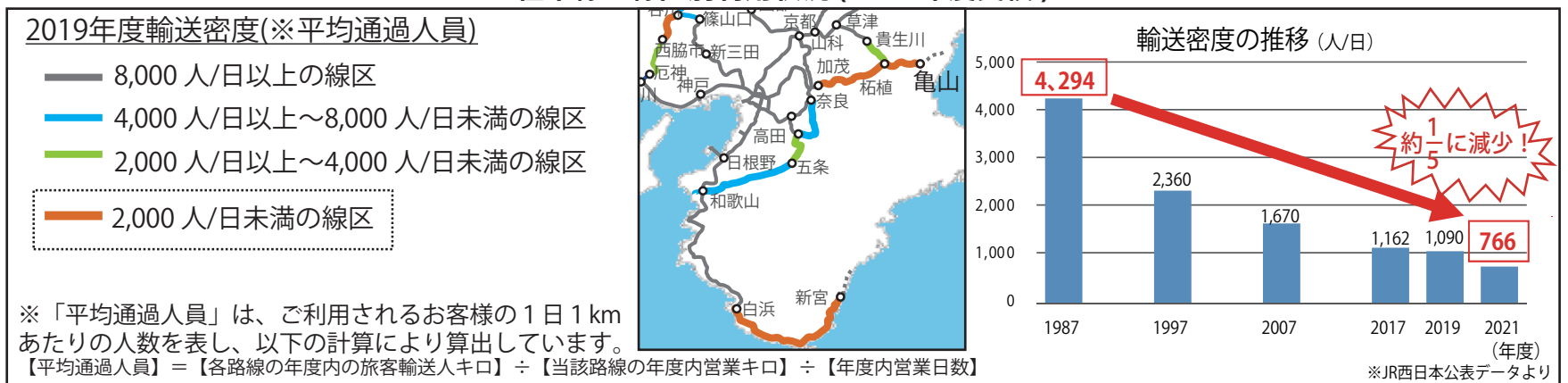


■関西本線の利用促進について

Q. 2022年6月に三重県内における関西本線の具体的な利用促進の取組を推進するために、三重県、亀山市、伊賀市、JR西日本からなる『関西本線活性化利用促進三重県会議』が立ち上げられたが、そこで関西本線の利用促進に向けた課題、取組についてどう考えているか。

A. 関西本線の駅から事業所等目的地までの二次交通の確保・充実や乗継環境の改善などが課題であると認識している。今後は、JR東海にも『関西本線活性化利用促進三重県会議』への参画を依頼し、順次解決に向けた取組を進め、利便性の向上、利用者増につなげていきたい。

在来線 線区別利用状況(2019年度実績)



2019年度 輸送密度(平均通過人員) 2,000人/日未満の線区の経営状況(2019-2021平均)

路線	区間	営業キロ	2019-2021係数		2019-2021収支(億円)			平均通過人数(人/日)		
			収支率 (A)/(B)	線区営業係数 100*(B)/(A)	線区運輸収入 (A)	線区営業費用 (B)	線区営業損益 (A)-(B)	1987	2021	2021/1987 比
関西線	亀山~加茂	61.0	10.1 %	990	1.8	18.0	▲ 16.2	4,294	766	18 %

◇県政報告会 その1

833回	7月2日	本町地区コミュニティセンター	834回	7月7日	上白木公民館	835回	7月8日	北東地区コミュニティセンター	836回	7月9日	野村地区コミュニティセンター
837回	7月16日	安知本公民館	838回	7月22日	下庄集会所	839回	7月22日	北鹿島集会所	840回	7月23日	菅内町種池
841回	7月23日	三寺町公民館	842回	7月30日	坂下公民館						

令和5年本会議(9月～10月)から

「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」

歩車分離式信号機のある交差点における歩行者用信号機の対象を改める。
歩行者、自転車
歩行者、自転車、遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行している
ものに限る)、特定小型原動機付自転車

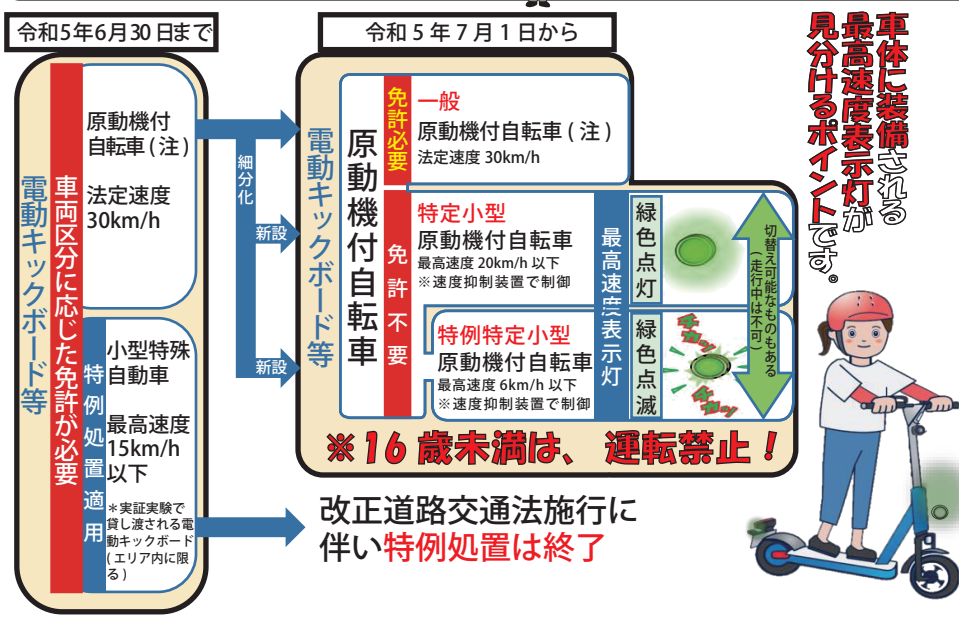


遠隔操作型小型車の例



シニアカーの例

Information 電動キックボード等の新しい交通ルール



- ポイント 1
車両区分が変わります
- ポイント 2
全ての電動キックボード等が
・免許不要となるものではありません
・歩道等を通行することができるものではありません。
(注) 電動機の定格出力等により自動二輪車等となる場合があります、必要な免許も変わります。
- ポイント 3
・特例特定小型原動機付自転車以外の電動キックボード等は、路側帯や歩道を通行できません。
・特例特定小型原動機付自転車だけが路側帯や標識により自転車の通行が認められた歩道を通行することができます。
※ 違反者は反則切符(青切符)等による取締りを受けます。

車両区分等	歩行者	普通自転車	原動機付自転車		
			特定小型原動機付自転車 特例特定小型原動機付自転車	電動キックボード (最高速度 20km/h 以下)	一般原動機付自転車 (制限時速 30km/h)
例	歩行者 車いす(シニアカーを含む) 手押し車 小児用の車	自転車	電動キックボード (最高速度 6 km/h 以下)	電動キックボード (最高速度 20km/h 以下)	
交通ルール	歩道 路側帯 (路側帯の無い場合は道路)	車道 路側帯 一部の歩道(※1)	車道 普通自転車専用通行帯 自転車道 路側帯 一部の歩道(※1)	車道 普通自転車専用通行帯 自転車道	車道 ヘルメット装着義務

(※1 普通自転車、特例特定小型原動機付自転車は、「普通自転車等及び歩行者等専用」の歩道も通行できます。歩行者用路側帯は通行不可。)

自転車の通行方法について

歩道通行の例外

- ① 児童・幼児が運転する場合
- ② 70歳以上の人運転する場合
- ③ 車道通行に支障がある身体障害者が運転する場合
- ④ 車道通行が危険な場合(※参照)
- ⑤ 「通行可」の道路標識が歩道上にある場合

路側帯と路肩(車道)の違い

- 幅員0.75m以上は路側帯(やむを得ない場合は、0.5m以上)
- 幅員0.5m未満は、路肩(車道)
- 歩道と接続されている場合は、幅員0.75m以上でも路肩(車道)

・自転車は、車道が原則、歩道は例外
・車道及び路側帯は、左側を通行
・歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行

※車道通行が危険な場合とは？
著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅がせまいなどのために、追い越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合

◇県政報告会 その2											
843回	8月3日	川崎地区コミュニティセンター	844回	8月6日	金場公民館	845回	8月13日	井田川公民館	846回	8月20日	市瀬公民館
847回	8月26日	二本松公民館	848回	9月24日	小下公民館	849回	10月7日	中村公民館	850回	10月8日	上野公民館
851回	10月14日	池山公民館	852回	10月17日	平尾自治センター	853回	10月21日	安楽公民館			